

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年6月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500655号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600032号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年3月30日から同年4月15日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成4年3月30日から同年4月15日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成4年3月30日から同年4月15日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年5月1日から同年4月15日に、喪失年月日を同年8月30日から同年9月1日に訂正し、同社における同年4月及び同年8月の標準報酬月額をそれぞれ20万円とすることが必要である。

平成4年4月15日から同年5月1日までの期間及び同年8月30日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成4年4月15日から同年5月1日までの期間及び同年8月30日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年3月30日から同年5月1日まで
② 平成4年8月30日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間①及び②における被保険者記録がなかったが、当該期間にCクリニック及び関連事業所であるDクリニックに看護師として継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、複数の同僚の回答及び陳述、複数の同僚から提出された給与明細書並

びに請求者から提出された写真及び名刺により、請求者は、請求期間①に継続して勤務し（平成4年4月15日にCクリニックからDクリニックに異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、閉鎖登記簿謄本、複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者記録、複数の同僚の回答及び陳述等により、Cクリニックを運営していたE社が厚生年金保険の適用事業所となる前に、同クリニックに勤務していた者は、A社で厚生年金保険の被保険者とする取扱いであり、Dクリニックを運営していたF社が適用事業所となる前に、同クリニックに勤務していた者は、B社で被保険者とする取扱いであったことがうかがえる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年4月15日とし、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者のA社における同年2月のオンライン記録及びB社における同年5月のオンライン記録から、同年3月は34万円、同年4月は20万円とすることが妥当である。

2 請求期間②について、複数の同僚の回答及び陳述、同僚から提出された給与明細書並びに請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間②にDクリニックに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年9月1日とし、請求期間②に係る標準報酬月額については、請求者の同社における同年7月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

3 事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、請求期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社の元事業主はいずれも不明と回答しているほか、B社の元事業主は既に亡くなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。